

## 管理型最終処分場建設事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

### (総括的事項)

- 1 本事業は、最終処分場を増設する事業であり、事業所内にはその他の廃棄物処理施設も近接していることから、事業の実施に当たっては環境影響評価書に示される環境保全措置を実施するとともに、事業所全体として環境保全上必要な措置を講じるように努めること。
- 2 最終処分場の遮水性の確保に万全を期するため、事業者は遮水シートの施工管理及び同処分場の維持管理を徹底するとともに、浸出水の漏洩等、万が一の事態に備える体制を整えること。
- 3 事業の実施に当たっては、環境負荷の低減となる最新の技術・工法等を積極的に採用するとともに、新しい知見が得られた場合には、この知見に基づく環境保全措置について検討すること。
- 4 工事中又は供用後における事後調査の結果により、環境に及ぼす影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針をあらかじめ検討し、その内容を評価書に記載すること。

### (個別的事項)

- 1 悪臭  
悪臭の予測手法は定性的であり、気象条件によっては調査地点以外にも悪臭の影響が及ぶ可能性があるため、事後調査を行う時期、時間並びに地点について再度検討すること。
- 2 水質  
(1) 工事の実施に当たっては、放流先河川の水生生物に与える影響を十分に考慮し、工事の実施に伴う濁水については、環境保全上の目標として、可能な限り水産用水基準に沿って、濁水の低減に努めること。  
(2) 本事業から発生する浸出水の処理水についても、既設の最終処分場の処理水と同様に事業場内での再利用を行い、排出水量の抑制に努めること。
- 3 地下水  
事業の実施に伴う影響の有無を確認するために、工事の実施前から、地下水の調査を行い、事後調査の結果をもとに比較検討したうえで、この影響が認められる場合には適切な環境保全措置を実施すること。

#### 4 植物、動物、生態系

- ( 1 ) 事業実施区域内及びその周辺の生態系への影響を抑え、早期の回復を図るために、事業の進捗に応じて、法面の緑化を早期に行うこと。
- ( 2 ) 法面の緑化に当たっては、外来種による地域固有の植物の駆逐や遺伝子の攪乱が生じないように、可能な限り、事業実施区域内又はその周辺の自生種を使用すること。
- ( 3 ) 植物の重要種の移植に当たっては、生育地と移植先の環境を十分に把握したうえで、適切な移植先を調査し、その場所に植物を移植すること。
- ( 4 ) 事業実施区域内で生息が確認されているにもかかわらず、周辺で確認できなかった動物の重要種については、事業の実施に伴い生息地が失われても、事業実施区域の周辺に生息しておれば、法面の緑化により周辺から移動する可能性もあることから、必要に応じて再度調査し、予測・評価の見直しを検討すること。